【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【会社名】 株式会社シック・ホールディングス(注)1

【英訳名】 CHIC Holdings INC.(注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福地 泰 (注) 1

【本店の所在の場所】 東京都新宿区四谷二丁目12番5号(注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社アクトコール

取締役 鈴木 良助

【最寄りの連絡場所】 株式会社アクトコール

東京都新宿区四谷二丁目12番5号

【電話番号】 03-5312-2303

【事務連絡者氏名】 株式会社アクトコール

取締役 鈴木 良助

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 4,343百万円(注) 2 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1.本届出書提出日現在において、株式会社シック・ホールディングス(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2021年4月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2. 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社アクトコール(以下「アクトコール」といいます。)の2020年9月30日における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和2年12月24日開催のアクトコールの定時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと、アクトコールが令和2年12月25日付で関東財務局長に有価証券報告書を提出したこと並びに令和2年12月25日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、令和2年12月9日付で提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じましたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

- 1 組織再編成の目的等
 - 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
 - (1)提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

提出会社の企業集団の概要

- 3 組織再編成に係る契約
 - 1.株式移転計画の内容の概要
- 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
 - 1.組織再編成対象会社の株式に関する取扱い
 - (1) 買取請求権の行使の方法について
 - (2) 議決権の行使の方法について
- 8 組織再編成に関する手続
 - 1.組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧 方法
 - 2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程
 - 3.組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使 する方法
- 第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 4 経営上の重要な契約等
- 5 研究開発活動
- 第3 設備の状況
 - 1 設備投資等の概要
 - (2)連結子会社の状況
 - 2 主要な設備の状況
 - (2)連結子会社の状況
 - 3 設備の新設、除却等の計画
 - (2) 連結子会社の状況
- 第4 提出会社の状況
 - 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (2) 役員の状況

役員一覧

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

- 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項
 - (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

EDINET提出書類 株式会社シック・ホールディングス(E36268) 訂正有価証券届出書(組織再編成・上場)

第六部 株式公開情報 第3 株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容		
普通株式	11,253,700株 (注)1,2,3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における 標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注)4		

- (注) 1. アクトコールの発行済株式総数11,253,700株(2020年10月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式 移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、本株式 移転(後記2.において定義します。)の効力発生時点においてアクトコールが保有する自己株式に対して も、当社の株式が割当交付されることになります。これに伴い、アクトコールは一時的に当社の普通株式を 保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定 であります。
 - 2.普通株式は、アクトコールの2020年11月24日開催の取締役会決議(株式移転計画の作成承認)、2020年11月30日の取締役会決議(株式移転計画の承認の定時株主総会への付議)及び2020年12月24日<u>開催予定</u>のアクトコールの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
 - 3.アクトコールは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。
 - 4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 - 名称 株式会社証券保管振替機構
 - 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
並洛姓士	11,253,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における
普通株式	(注)1,2,3	標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注)4

- (注) 1. アクトコールの発行済株式総数11,253,700株(2020年10月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式 移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、本株式 移転(後記2. において定義します。)の効力発生時点においてアクトコールが保有する自己株式に対して も、当社の株式が割当交付されることになります。これに伴い、アクトコールは一時的に当社の普通株式を 保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定 であります。
 - 2.普通株式は、アクトコールの2020年11月24日開催の取締役会決議(株式移転計画の作成承認)、2020年11月30日の取締役会決議(株式移転計画の承認の定時株主総会への付議)及び2020年12月24日<u>開催</u>のアクトコールの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
 - 3.アクトコールは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。
 - 4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 - 名称 株式会社証券保管振替機構
 - 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

- 1【組織再編成の目的等】
 - 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
 - (1)提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(訂正前)

(11 11 11)					
(1)商号	株式会社シック・ス				INC.)
(2) 所在地	東京都新宿区四谷	二丁目1	2番 5 号	_	
(3) 代表者及び役員就任予定者	代表取締役社長 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役	福鈴大末柴吉小	泰良弘章亮毅聰	現アク 現アク 元アク 現アク 現アク	トコール代表取締役社長 トコール経営管理本部本部長 トコール取締役 トコール取締役 トコール取締役(監査等委員) トコール取締役(監査等委員) トコール取締役(監査等委員)
(4) 事業内容	グループ会社の経済	営管理及	及びこれ	に付帯する	る業務
(5) 資本金	101百万円				
(6)決算期	9月30日				
(7) 純資産 (連結)	未定				
(8) 総資産 (連結)	未定				

(訂正後)

(1)商号		株式会社シック・ホールディングス				
	(英文名:CHIC Holdings INC.)					
(2) 所在地	東京都新宿区四谷	二丁目1	2番5号			
	代表取締役社長	福地	泰	現アク	トコール代表取締役社長	
	取締役	鈴木	良助	現アク	トコール <u>取締役</u>	
	取締役	大橋	弘幸	現アク	トコール取締役	
(3) 代表者及び役員就任予定者	取締役	末吉	章寛	<u>現</u> アク	トコール取締役	
	取締役	柴田	亮	現アク	トコール取締役(監査等委員)	
	取締役	吉岡	毅	現アク	トコール取締役(監査等委員)	
	取締役	小形	聰	現アク	トコール取締役(監査等委員)	
(4)事業内容	グループ会社の経済	営管理及	うびこれ!	こ付帯す	る業務	
(5) 資本金	101百万円					
(6)決算期	9月30日					
(7) 純資産	+=					
(連結)	未定 					
(8) 総資産	土中					
(連結)	未定 					

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

アクトコールは、2020年12月24日<u>開催予定</u>の定時株主総会に<u>よる承認を前提として</u>、2021年4月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。 当社設立後の、当社とアクトコールの状況は以下のとおりとなる予定です。

				議決権	役員の	兼任等				
会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	の所有 割合 (%)	当社役員 (名)	当社 従業員 (名)	資金援助	関当	設備の賃 貸借	業務提携 等
(連結子	東京都	1,884	住生活関	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定
会社)	新宿区		連総合ア							
株式会社			ウトソー							
アクト			シング事							
コール			業							

- (注) 1. 資本金は最近事業年度末日(2020年9月30日)時点のものです。
 - 2. アクトコールは特定子会社に該当いたします。

(後略)

(訂正後)

アクトコールは、2020年12月24日<u>開催</u>の定時株主総会に<u>おいて承認された株式移転計画に基づき</u>、2021年4月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社とアクトコールの状況は以下のとおりとなる予定です。

				議決権	役員の	兼任等				
会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	の所有 割合 (%)	当社役員(名)	当社 従業員 (名)	資金援助	関業上の取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
(連結子	東京都	1,884	住生活関	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定
会社)	新宿区		連総合ア							
株式会社			ウトソー							
アクト			シング事							
コール			業							

- (注) 1. 資本金は最近事業年度末日(2020年9月30日)時点のものです。
 - 2.アクトコールは特定子会社に該当いたします。

3【組織再編成に係る契約】

1.株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

アクトコールは、同社の定時株主総会による承認を条件として、2021年4月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、アクトコールを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を2020年11月24日開催のアクトコールの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるアクトコールの株主名簿に記載又は記録されたアクトコールの株主に対し、その所有するアクトコールの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2020年12月24日開催予定のアクトコールの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画において、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「2. 本株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)。

(訂正後)

アクトコールは、同社の定時株主総会による承認を条件として、2021年4月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、アクトコールを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を2020年11月24日開催のアクトコールの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるアクトコールの株主名簿に記載又は記録されたアクトコールの株主に対し、その所有するアクトコールの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、2020年12月24日<u>開催</u>のアクトコールの定時株主総会において、<u>承認可決され</u>ております。その他、本株式移転計画において、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「2. 本株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1.組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

(訂正前)

(1) 買取請求権の行使の方法について

アクトコールの株主が、その所有するアクトコールの普通株式につき、アクトコールに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2020年12月24日<u>開催予定</u>の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアクトコールに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、アクトコールが上記定時株主総会の決議の日(2020年12月24日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

アクトコールの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2020年12月24日<u>開催予定</u>の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、アクトコールの議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、アクトコールに提出する必要があります。)。

また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、この場合、2020年12月23日午後6時00分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、アクトコールに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り 扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2020年12月21日までに、アクトコールに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、アクトコールは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。 (後略)

(訂正後)

(1) 買取請求権の行使の方法について

アクトコールの株主が、その所有するアクトコールの普通株式につき、アクトコールに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2020年12月24日<u>開催</u>の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアクトコールに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、アクトコールが上記定時株主総会の決議の日(2020年12月24日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

アクトコールの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2020年12月24日<u>開催</u>の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、アクトコールの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、アクトコールに提出する必要があります。)。

また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、この場合、2020年12月23日午後6時00分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、アクトコールに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2020年12月21日までに、アクトコールに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、アクトコールは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。 (後略)

8【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

- 1.組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項を記載した書面、アクトコールの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、アクトコールの本店において2020年12月10日よりそれぞれ備え置く予定です。
 - は、2020年11月24日開催のアクトコールの取締役会において承認された株式移転計画です。
- は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。
- は、アクトコールの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、アクトコールの営業時間内にアクトコールの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ~ に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日 2020年 9 月30日 株式移転計画承認取締役会 2020年11月24日

株式移転計画承認定時株主総会 2020年12月24日<u>(予定)</u> アクトコール株式上場廃止日 2021年3月30日(予定) 当社設立登記日(効力発生日) 2021年4月1日(予定) 当社株式上場日 2021年4月1日(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3.組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 (1)普通株式について

アクトコールの株主が、その所有するアクトコールの普通株式につき、アクトコールに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2020年12月24日<u>開催予定</u>の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアクトコールに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、アクトコールが上記定時株主総会の決議の日(2020年12月24日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

- 1.組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項を記載した書面、アクトコールの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、アクトコールの本店において2020年12月10日よりそれぞれ備え置いております。
 - は、2020年11月24日開催のアクトコールの取締役会において承認された株式移転計画です。
- は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。
- は、アクトコールの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、アクトコールの営業時間内にアクトコールの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ~ に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日 2020年 9 月30日 株式移転計画承認取締役会 2020年11月24日 株式移転計画承認定時株主総会 2020年12月24日

アクトコール株式上場廃止日2021年3月30日(予定)当社設立登記日(効力発生日)2021年4月1日(予定)当社株式上場日2021年4月1日(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3.組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 (1)普通株式について

アクトコールの株主が、その所有するアクトコールの普通株式につき、アクトコールに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2020年12月24日<u>開催</u>の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアクトコールに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、アクトコールが上記定時株主総会の決議の日(2020年12月24日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

(訂正前)

(前略)

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 <u>(参考)</u>
(省略)					

(注)1~6(省略)

7.第17期は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領していません。

(訂正後)

(前略)

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
(省略)	7	-			

(注)1~6(省略)

7. 第17期は、<u>令和2年12月25日付で</u>金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領 しています。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

2020年11月24日 アクトコールの取締役会において、アクトコールの単独株式移転による持株会社「株式会社シック・ホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2020年12月24日 アクトコールの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、アクトコールがその完全子会社となることについて決議(予定)

2021年4月1日 アクトコールが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場に上場(予定)

なお、アクトコールの沿革につきましては、同社の有価証券報告書(2020年2月28日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

2020年11月24日 アクトコールの取締役会において、アクトコールの単独株式移転による持株会社「株式会社シック・ホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2020年12月24日 アクトコールの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、アクトコール がその完全子会社となることについて決議

2021年4月1日 アクトコールが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場に上場(予定)

なお、アクトコールの沿革につきましては、同社の有価証券報告書(2020年12月25日提出)をご参照下さい。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、<u>同社の有価</u>証券報告書(2020年2月28日提出)及び四半期報告書(2020年4月14日及び2020年7月15日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、<u>同社の有価</u>証券報告書(2020年12月25日提出)をご参照下さい。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2020年2月28日提出)及び四半期報告書(2020年4月14日及び2020年7月15日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2020年12月25日提出)をご参照下さい。

4 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの経営上の重要な契約等については、<u>同社の有価証券報告書(2020年</u>2月28日提出)及び四半期報告書(2020年4月14日及び2020年7月15日提出)をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの経営上の重要な契約等については、<u>同社の有価証券報告書(2020年</u>12月25日提出)をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

5【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの研究開発活動については、<u>同社の有価証券報告書(2020年2月28日</u> 提出)及び四半期報告書(2020年4月14日及び2020年7月15日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの研究開発活動については、<u>同社の有価証券報告書(2020年12月25日</u> 提出)をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となるアクトコールの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書<u>(2020年2月</u>28日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社の完全子会社となるアクトコールの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書<u>(2020年12月</u>25日提出)をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(2)連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となるアクトコールの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書<u>(2020年2月</u>28日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社の完全子会社となるアクトコールの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書<u>(2020年12月</u>25日提出)をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となるアクトコールの設備の新設、除却等の計画につきましては、同社の有価証券報告書(2020年2月28日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社の完全子会社となるアクトコールの設備の新設、除却等の計画につきましては、同社の有価証券報告書(2020年12月25日提出)をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(訂正前)

当社は、いわゆるテクニカル上場により2021年4月1日より東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるアクトコールと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書(2020年2月28日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は、いわゆるテクニカル上場により2021年4月1日より東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるアクトコールと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書(2020年12月25日提出)をご参照下さい。

(2)【役員の状況】

役員一覧

(前略)

(訂正前)

(111111)			
役 職 名 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	 任 期 	所有する 当 社 の 株 式 数
	(省略)		
	2002年 12月 GEキャピタルリーシング(株)(現三井住友ファイナン		
	ス&リース㈱) 入社		
	2009年 6 月 ㈱光通信 入社		
	2011年 10 月 ㈱インテア・ホールディングス 管理本部長		
	2013年 6 月 同社 取締役		
取締役	2019年 11 月 ㈱アクトコール 入社		
鈴 木 良 助 (1973年11月17	2019年 11 月 (梯)アクトコール 経理財務ユニット チーフマネー	注3	0株
(1675 1777	ジャー		
	2020年 2 月 (㈱アクトクロス 監査役		
	2020年 3 月 (㈱アクトコール 経営管理本部 部長		
	2020年 10 月 (㈱アクトコール 執行役員 経営管理本部 本部長		
	<u>(現任)</u>		
	2020年10月 ㈱TSUNAGU 監査役(現任)		
	(省略)		
	2009年 4 月 (株)光通信 入社		
取締役 末 吉 章 寛	2014年 11 月 同社 管理本部長室 部長	; + 2	0株
末 吉 章 寛 (1984年11月26	2015年 4 月 同社 財務戦略部・広報IR部 部長(現任)	<u>注</u> 3	○休本
日)	2020年 2 月 (㈱アクトコール 取締役(監査等委員)		

(後略)

(訂正後)

(日本後) (日本後) (日本後) (日本後)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	任 期	所有する 当 社 の 株 式 数
(生年月日)	(重要な兼職の状況)		株式数
	(省略)		
	2002年 12 月 GEキャピタルリーシング㈱(現三井住友ファイナン		
	ス&リース㈱) 入社		
	2009年 6 月 ㈱光通信 入社		
	2011年 10 月 ㈱インテア・ホールディングス 管理本部長		
	2013年 6 月 同社 取締役		
取締役	2019年 11 月 (株)アクトコール 入社		
鈴 木 良 助 (1973年11月17	2019年 11 月 (㈱アクトコール 経理財務ユニット チーフマネー	注3	0株
日 日 日	ジャー		
,	2020年 2 月 (株)アクトクロス 監査役		
	2020年 3 月 (株)アクトコール 経営管理本部 部長		
	2020年 10 月 (株)アクトコール 執行役員 経営管理本部 本部長		
	2020年 10 月 (株)TSUNAGU 監査役(現任)		
	<u>2020年 12 月 (㈱アクトコール 取締役(現任)</u>		
	(省略)		
	2009年 4 月 (株)光通信 入社		
取締役	2014年11月 同社 管理本部長室 部長		
末 吉 章 寛	2015年 4 月 同社 財務戦略部・広報IR部 部長(現任)	注3	0株
(1984年11月26	2020年 2 月 (㈱アクトコール 取締役(監査等委員)		
目) 目)	<u>2020年 12 月 (株)アクトコール 取締役(現任)</u>		

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの経理の状況につきましては、<u>同社の有価証券報告書(2020年2月28日</u> 提出)及び四半期報告書(2020年4月14日及び2020年7月15日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクトコールの経理の状況につきましては、<u>同社の有価証券報告書(2020年12月25日</u> 提出)をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)2020年2月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第 1 四半期(自 2019年12月 1 日 至 2020年 2 月29日) 2020年 4 月14日関東財務局長に提出

<u>事業年度 第17期第2四半期(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)2020年7月15日関東財務局長に提</u>出

【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年2月28日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年5月26日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく 臨時報告書を2020年6月15日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく 臨時報告書を2020年 6 月15日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2020年11月24日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の各規定に基づく臨時報告書を2020年11月24日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 2019年12月1日 至 2020年9月30日)2020年12月25日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年12月25日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

第六部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるアクトコールの2020年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

がめ2020年5月30日現在の林上の状況は次下のこのうです。						
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)			
(省略)						
BNP PARIBAS SECUR ITIES SERVICES SI NGAPORE/JASDEC/UO B KAY HIAN PRIVAT E LIMITED To アクトコー ル様:上記MSIP CLIENT SECURITIESを 参考に追記いただけますでしょうか。	SG 20 COLLYER QUAY, #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319 <u>To アクトコール様:上記MSIP CLIENT</u> SECURITIESを参考に追記いただけますでしょうか。	81,600	0.73			
(省略)						

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるアクトコールの2020年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

7002020年9月30日現在の休上の休儿は以下のとのりです。							
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)				
	(省略)						
BNP PARIBAS SECUR ITIES SERVICES SI NGAPORE/JASDEC/UO B KAY HIAN PRIVAT E LIMITED(常任代理人香港 上海銀行東京支店 カストディ業務 部)	SG 20 COLLYER QUAY, #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319(東京都中 央区日本橋3丁目11-1)	81,600	0.73				
(省略)							